

平成23年4月26日

高等検察庁次席検事（東京，大阪，名古屋） 殿
地方検察庁次席検事（東京，大阪，名古屋） 殿

最高検察庁刑事部長 池 上 政 幸

特別捜査部が取り扱う事件の取調べの録音・録画の試行に関する運用要領
について（事務連絡）

本年2月23日付け次長検事依命通知「特別捜査部が取り扱う事件の取調べの録音・録画の試行について」別紙1「録音・録画試行指針」に関し、その趣旨及び内容を明確にするため、別添「録音・録画の試行に関する運用要領」を作成したので、送付します。

本運用要領は、上記次長検事依命通知に加え、検察の在り方検討会議提言「検察の再生に向けて」（本年3月31日）及び法務大臣指示「検察の再生に向けての取組」（本年4月8日）を踏まえて作成したもので、特別捜査部における取調べや供述調書作成の在り方等に関する同提言の指摘及び法務大臣指示の内容を真摯に受け止め、取調べの全過程の録音・録画を含めて試行の対象とするなどできる限り広範囲な取調べの録音・録画を試行するよう努めることとしておりますので、各検察官においては、本運用要領に沿って、積極的かつ柔軟な姿勢で試行を実施するよう願います。

録音・録画の試行に関する運用要領

1 試行の趣旨

【試行指針】(注)

特別捜査部が取り扱う身柄事件（捜査において、被疑者を逮捕・勾留する事件をいう。）に関し、被疑者の検察官面前調書が適正な取調べにおいて作成され任意性・信用性等に疑念を生ずるものではないことを的確に明らかにし、裁判所の公正な判断に資する立証方策の在り方を検討するため、立証責任を有する検察官の判断と責任において、上記事件における被疑者の取調べの録音・録画を行うことを試行する。

(注)「試行指針」は、平成23年2月23日付け次長検事依命通知「特別捜査部が取り扱う事件の取調べの録音・録画の試行について」別紙1「録音・録画試行指針」をいう。以下同じ。

【説明】

ア 本試行は、いわゆる厚労省元局長無罪事件において、多数の検察官面前調書が作成され、刑事訴訟法第321条第1項第2号該当書面として証拠調請求がなされたにもかかわらず、その全てが裁判所の事実認定に供されないという結果に終わり、取調べの反省点も認められること等を踏まえ、裁判所の公正な判断に資する立証方策の在り方を検討するために行うものである。

イ 検察官面前調書による立証が許容され、裁判所の事実認定に供されるためには、取調べそのものが適正に行われ、被疑者の供述を虚心坦懐に聞く姿勢で行われなければならないことは、当然の前提である。試行指針中において、「被疑者の検察官面前調書が適正な取調べにおいて作成され任意性・信用性等に疑念を生ずるものではないこと」を立証するとしているのは、そのことを意味している。また、取調べの録音・録画を行うことは、それ自体が、取調べの適正を担保することにも役立つものであることは言うまでもない。

ウ 各検察官は、上記ア及びイの点を踏まえ、可能な限り積極的かつ柔軟に本試行に取り組むことが肝要である。また、上司・決裁官においては、各検察官のこうした姿勢を阻害するようなことがあってはならないことは言うまでもなく、むしろ、各検察官が積極的かつ柔軟な姿勢で試行に取り組むように指導すべきである。

エ 試行指針中の「任意性・信用性等」の「等」は、刑事訴訟法第321条第1項第2号の「特信状況の存在」を想定したものである。

2 試行期間

【試行指針】

平成23年3月18日から当分の間

【説明】

ア 平成23年3月18日以降に被疑者を逮捕した事件において試行を実施する（平成23年2月23日付次長検事依命通知）。

イ 「当分の間」とは、試行の実績が相当程度積み上がるまでの期間という趣旨である。1年後を目途として、それまでの試行結果を検証し、その後の方向性を改めて検討することが想定されている。

3 取調べの録音・録画の対象とする事件

【試行指針】

下記①ないし③に該当する場合を除き、特別捜査部の取り扱う独自捜査事件（検察官が直接告訴・告発等を受け又は自ら認知して捜査を行う事件をいう。）であって、当該被疑者の検察官面前調書（検察官の面前における供述が記載された供述書を含む。）を証拠調請求することが見込まれる事件等において実施するものとする。

- (1) 被疑者が録音・録画を拒否した場合
- (2) 録音・録画を行うことにより、取調べの真相解明機能が害されたり、関係者の身体、名誉、プライバシー等の保護やその協力確保に支障を生じるおそれ等がある場合
- (3) 取調べに関与する通訳人の協力が得られない場合、録音・録画を実施することが時間的又は物理的に困難である場合等、録音録画の実施に障害がある場合

【説明】

ア 「独自捜査事件」には、国税局、証券取引等監視委員会及び公正取引委員会等による告発に基づいて捜査を行う事件を含む。この点は、「いわゆる厚労省元局長無罪事件における捜査・公判活動の問題点等について」（検証結果報告）の内容と異なるものとなっているので、留意が必要である。

イ 警察送致事件は、特捜部が取り扱う場合であっても、本試行の対象とはしない。

ウ 裁判員裁判対象事件に関する「取調べの録音・録画の実施指針」では、「自白調書（一部自白や不利益事実の承認を内容とするものを含み、供述書を含むものとする。）を証拠調請求することが見込まれる事件において録音・録画を実施するものとする」とされているが、本試行では、供述調書の範囲が拡大され、「検察官面前調書」となっている。拡大されたのは、具体的には、「一部自白や不利益事実の承認すら含まない供述調書」である。

エ 被疑者作成の「供述書」も含む。この点は、裁判員裁判対象事件に関する「取調べの録音・録画の実施指針」と同様である。

オ 「当該被疑者の検察官面前調書を証拠調請求することが見込まれる事件等において実施するものとする」とされており、「当該被疑者の検察官面前調書を証拠調請求することが見込まれる事件」以外の事件であっても、より柔軟に録音・録画を試みるのが可能となっていることから、積極的に試行に取り組みたい。

カ (1)の趣旨は、録音・録画を実施することについての被疑者の積極的な同意

を要するというものではなく、被疑者が録音・録画を拒否しない限り、例外には該当しないというものである。

キ (1)に関し、被疑者が録音・録画を拒否した場合は、次長検事依命通知別紙2の報告書を必ず作成し、加えて、可能であれば、拒否の理由を録取した検面調書を別途作成し、被疑者が真意に基づいて録音・録画を拒否したことを立証できるように備えることとする。

ク (2)に関し、裁判員裁判対象事件に関する「取調べの録音・録画の実施指針」では、対応する項目に、「組織犯罪等」との例示が含まれているところ、本試行指針ではその旨の例示はしていないが、記載の趣旨を、同実施指針から変更したものではない。

ケ (2)に関し、「取調べの真相解明機能が害され」る場合とは、録音・録画を実施する時期や場面を選択するなどの録音・録画実施上の工夫をしても取調べの真相解明機能を害するおそれが解消できない事案を指し、安易に真相解明機能が害されるとして録音・録画を一切行わないとの判断に流れないように留意すべきである。

コ (3)の趣旨は、裁判員裁判対象事件に関する「取調べの録音・録画の実施指針」における対応部分の記載と同様である。

サ 以上のような考え方を前提に、上記試行指針上の対象となり得る事件については、原則として、全ての事件で録音・録画を実施することとなる。

特定の事件において録音・録画を実施すべき事案か否かの判断は、当該事件の捜査主任検察官において取調担当検察官と十分協議した上で行うものとする。この際、裁判所の公正な判断に資する立証方策の在り方を検討する観点からは、当該事件において録音・録画を実施しなかった場合には、検察官面前調書の任意性・信用性等が争われた際に有用な立証方策の一つを失うこととなるおそれがあることにも鑑み、積極的かつ柔軟に試行に取り組むべきである。

特に、捜査主任検察官は、当該事件において録音・録画を実施することが相当ではないと判断した場合には、必ずその具体的理由について決裁官に報

告をするものとする。

4 録音・録画の対象とする場面と実施時期

【試行指針】

- (1) 検察官において、上記1記載の趣旨を踏まえ、取調べの持つ真相解明機能を損なわない範囲内で、検察官による取調べのうち相当と認められる部分を適切に選択する。

例えば、当該供述をするに至った経緯、取調べの状況、供述調書の作成過程、その内容等についての質問・応答の場面、新たに作成する供述調書の記載内容の確認・署名の場面及びその直後における質問・応答の場面、被疑者がその供述内容を確認する供述をしている場面等が考えられる。

- (2) 当該事件等で被疑者の身柄拘束中の取調べについて実施するものとする。

【説明】

ア 取調べのどの部分について録音・録画を実施するかは、個別の事案ごとに具体的に判断し、取調べの持つ真相解明機能を損なわない範囲内において、積極的かつ柔軟に取り組むべきである。その場合においては、取調べの全過程も含めて試行の対象とするほか、身柄拘束の初期段階の取調べ、主要な供述調書の作成に係る取調べを対象とすることなどを含め、事案の内容等に応じた様々な試行を行うよう努めることとする。

イ (1)第2文の「例えば」以下の記載の趣旨は、次のとおりである。

「当該供述をするに至った経緯、取調べの状況、供述調書の作成過程、その内容等についての質問・応答の場面」とは、いわゆるレビュー方式による録音・録画を想定した例示である。

「新たに作成する供述調書の記載内容の確認・署名の場面及びその直後における質問・応答の場面」とは、いわゆる読み聞かせ・レビュー方式による録音・録画を想定した例示である。

「被疑者がその供述内容を確認する供述をしている場面」とは、供述調書に既に記載されているか否かを問わず、被疑者が以前の取調べで供述した内容に関し、その後、検察官が再度確認する質問を行うなどして、再度、被疑者が確認する供述をしている場面を録音・録画することを想定した例示である。

以上は、例示であるから、これ以外の場面を録音・録画することも可能である。上記ア記載のとおり、いかなる場面を録音・録画の対象とするかについては、個別の事案毎に具体的に判断すべきであるから、上記例示にとらわれることなく様々な試行を行い、また、全過程の録音・録画を含め、できる限り広範囲な録音・録画を試行するとの観点からも、積極的かつ柔軟に対応されたい。

ウ 録音・録画の時期・回数については、裁判員裁判対象事件における録音・録画の経験で蓄積された経験を参考にしつつ、事案に応じて、積極的かつ柔軟に実施することとする。

エ (2)に関し、「当該事件等」は、本件で逮捕・勾留中の場合に加え、別件勾留中も含む趣旨である。また、在宅事件では実施しない。

オ 取調べのどの部分について録音・録画を実施するかの判断についても、捜査主任検察官において取調担当検察官と十分協議した上で、適切な判断をするよう努める必要がある。

捜査主任検察官は、捜査の流動性等も考慮しつつ、必要に応じ、決裁官に対し、前記判断の理由について報告をするものとする。

5 録音・録画の実施手順

【試行指針】

- (1) 録音・録画を開始する前に、被疑者に対し、録音・録画を実施することを告知するものとする。
- (2) 録音・録画の開始時及び終了時に、検察官において録音・録画を開始する

こと及び終了することをそれぞれ告げる場面を録音・録画するものとする。

- (3) 録音・録画に係る取調べにおいては、被疑者が自由に供述を尽くすことができるようにし、被疑者が供述を尽くしていないのに、検察官が一方的に取調べを終了することのないようにするとともに、当該取調べの最後に改めて取調べの状況等について自由に供述する機会を被疑者に与えるものとする。
- (4) 録音・録画を実施した検察官は、当該録音・録画の終了後、速やかに、別添「録音・録画状況等報告書」を作成するとともに、「取調べ状況等報告書」の「その他参考欄」に、録音・録画を実施した旨記載するものとする。

【説明】

ア 本項の趣旨は、裁判員裁判対象事件に関する「取調べの録音・録画の実施指針」の対応する記載部分と同趣旨である。

イ なお、(3)に関し、裁判員裁判対象事件に関する録音・録画実施指針では、「任意性に関する事項について、被疑者が自由に供述を尽くすことができるようにし」とされているが、本試行は、検察官面前調書の「任意性」に加え、その「信用性等」に疑念を生ずるものではないことを明らかにすることを趣旨としていることに伴い、被疑者が供述を尽くすことができるようにすべき事項を任意性に関する事項に限定していないので、任意性に関する事項のみならず、信用性等に関する事項についても、被疑者に十分話を尽くさせるよう努める必要がある。

6 録音・録画した記録媒体の取扱い

【試行指針】

- (1) 録音・録画した記録媒体は、一切編集することなく、「録音・録画状況等報告書」に添付して一件捜査記録に編てつするとともに、バックアップのための複写媒体を作成して保管するものとする。
- (2) 「録音・録画状況等報告書」及びこれに添付された記録媒体は、これを一体

のものとして、刑事訴訟法第316条の15第1項第7号が規定する「被告人の供述録取書等」に該当するものとして取り扱い、法に基づいて開示する。

【説明】

ア 本項の趣旨は、裁判員裁判対象事件に関する「取調べの録音・録画の実施指針」の対応する記載部分と同趣旨である。

イ (2)に関し、証拠開示における記録媒体の謄写については、裁判員裁判対象事件の録音・録画と同様、データ内容が非常に保秘性が高い上、デジタルデータで流出しやすく、いったん流出すると回復困難な結果を生じること留意する必要がある。

7 録音・録画した記録媒体の公判における使用

【試行指針】

録音・録画した記録媒体は、当該供述者の供述調書の任意性・信用性に関する立証等のための証拠に用いるものとする。

証拠調請求に当たっては、「録音・録画状況等報告書」及びこれに添付された記録媒体を一体のものとして請求することとする。

【説明】

ア 「供述調書の任意性・・・に関する立証のための証拠」との記載の趣旨は、検察官面前調書の任意性に疑いがないことを立証するための証拠という意味である。

イ 「供述調書の・・・信用性に関する立証のための証拠」との記載の趣旨は、
・ 弁護人において任意性を争わず、信用性を争うと主張してるものの、その内容が、「不当な取調べによる」などという実質的には任意性を争う場合と同視できる場合の立証
だけではなく、

・ 調書の内容が信用できるという一般的な意味での信用性に関する立証の補助証拠

として用いる場合も含む趣旨である。また、供述調書に被疑者の弁解が録取されており、公判段階においても同様の弁解をしているが、録音・録画した記録媒体を見れば、当該供述調書に記載された弁解をしたときの被疑者の供述態度等からして、その内容が信用できないことが明らかなような場合においては、録音・録画された記録媒体を、供述調書に記載された弁解が信用できないという消極方向での立証に用いることも含む趣旨である。

ウ 「供述調書の任意性・信用性に関する立証等のための証拠」とされているので、任意性に関する立証及び信用性に関する立証以外の目的での証拠として用いることも排除していない。この点に関しては、個々の事案に応じて柔軟かつ積極的に対応されたい。

エ 裁判員裁判対象事件に関する「取調べの録音・録画の実施指針」においては、記録媒体を証拠として用いる際の立証趣旨に関し、「『被告人の捜査段階における自白が任意になされたこと』などを立証趣旨として、甲号証として請求する」との記載があるが、本試行指針では該当する記載はない。これは、証拠としての使用方法が上記のとおり柔軟に考えられることから、立証趣旨についても、また、甲号証として使用するか乙号証として使用するかについても、様々な場合が考えられることによる。どのような目的での立証に用いるかを踏まえ、立証趣旨等に関しては、事案に応じて適切に対応されたい。